

別紙2

(仮称)「四街道市いじめ防止対策推進条例」策定に係る四街道市市民参加条例に基づく審議会等手続きにおける委員意見の概要と意見に対する市の考え方。

	指摘箇所と意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>全体的なこととして</p> <p>「いじめ」による児童・生徒の自殺まで波及防止が前提となるようにすること。</p>	<p>本条例案もそのようなことを決して起こさないことをめざして作成しております。</p>
2	<p>全体的なこととして</p> <p>いじめは学校だけの問題ではなく職場や地域等でもありますが、国・県の法律・条令等を基本的に踏襲するので、いじめは学校で起こるものと決めつける内容になっているのでしょうか。</p> <p>地域における非行行為は、いじめに起因するものも少なからず有ります。</p> <p>この条例ができることによって教職員は今まで以上に対応がスムーズにいくようになるのでしょうか。</p>	<p>本条例案は、国のいじめ防止基本対策推進法及び県いじめ防止対策推進条例を参酌して作成をしております。</p> <p>児童等の生活時間の大半を占めるため、学校におけるいじめの防止等のための対策の記載が先になっていますが、いじめは学校外での発生も当然考えられるため、『保護者及び家庭の役割』『市民及び地域社会の役割』を記載しました。</p> <p>この条例はまず、いじめが発生しない環境をつくること、いじめの兆候が見られた場合には早急に対応すること、いじめが発生した場合には、迅速かつ適切に対応することにより、児童、生徒を健やかに成長させることを目的としております。</p> <p>教職員はこれまでも、いじめに真剣に向き合った指導をしておりますが、個人としてではなく、組織として取り組むよう規定しています。</p>
3	<p>全体的なこととして</p> <p>いじめ対策とともに、そのような子どもになる原因を断つことも同時にしていく必要があると思います。</p>	<p>まず、いじめは決して許されないものだということを意識づけることが大切です。</p> <p>『基本理念』『いじめの禁止』『保護者、家庭の役割』に記載をいたしております。</p>
4	<p>基本理念について</p> <p>一文があまりにも長すぎ、かえってわかりにくくしていると思います。2文に分けることは可能でしょうか？</p>	<p>「①いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者になることのない環境を整えることを基本とする。</p> <p>②いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よ</p>

		りも重要であることを認識し、国、県、市、学校、保護者、家庭、市民、地域社会その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。」と2文にします。
5	<p>いじめの禁止について</p> <p>生徒の良心に基づく集団の力を利用する。そのために教師は常に正義を求めていくことを指導する。</p>	<p>教職員に関する内容は『市立学校及び市立学校教職員の役割』に「児童等は、①いじめを行ってはならない。②他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努める。」と記載します。</p>
6	<p>市の責務について</p> <p>施策や関係機関とあるが、はっきりと例示、明示してほしい。</p>	<p>『いじめの防止及び早期発見』『人材の確保及び資質の向上』『インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進』『調査研究』『啓発』『重大事態への対応』『市長の調査』『財政措置』に記載している内容になります。さらに具体的な内容は『四街道市いじめ防止基本方針で示したいと考えております。</p>
7	<p>市立学校及び市立学校の教職員の役割について</p> <p>大人や教職員が模範となる体制作りや、教職員の言動の影響を考慮した方がよいと思います。</p> <p>生徒が通報しやすいように日頃から教師は指導し、また、それは正しいこと、勇気あること、立派なこと、人を助けることになることだと知らせる必要があります。</p> <p>関係者とは何で、どのように、どこで対処するのでしょうか。</p>	<p>①市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、市、地域住民、児童相談所、警察等と連携しつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、いじめ防止等の対策に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われる時には、迅速に対処する。</p> <p>②市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行う。このように記載します。</p> <p>なお、対処については、法第23条に示す内容です。『市立学校におけるいじめ防止等のための対策の組織及び措置』にて、「法第23条に示す内容」といった一文を加えます。</p>
8	<p>保護者及び家庭の役割について</p>	<p>子どもたちへの教育の第一義的責任を有する保護者は、その保護する児童生</p>

	<p>親同士でも子どもの前でトラブル(けんか)を努めて避ける配慮が必要です。</p> <p>必要な教育とはどのような教育か明記をする。</p>	<p>徒がいじめを行うことのないよう、自己有用感や自己存在感及び規範意識を養うための教育、他者を思いやる心を育むなどその他必要な教育を行うよう努めると考えております。具体的な内容は、『四街道市いじめ防止基本方針』で記載します。</p>
9	<p>市民および地域社会の役割について</p> <p>交通パトロール隊や見守り隊との連携、地域自治組織との連携、地域行事等における共同訓練からの醸成についても考えていきたい。</p> <p>関係者、機関を明示し、その中でも警察の関与が必要かと思います。</p>	<p>具体的には「①地域住民が協力し、子どもを地域全体で育てるという風土を築き上げる。②いじめは校外においても行われることもあり、近隣の児童生徒はもちろん、登下校時中の様子など、地域として児童生徒を見守る取組を推進する。③学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。④学校支援地域本部事業等の活動を通して、学校支援ボランティア等もいじめを許さない姿勢を持ち、学校の取組を支援する。」と考えています。</p> <p>『四街道市いじめ防止基本方針』で記載します。</p> <p>『市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び措置等』にて警察との連携を考えています。</p>
10	<p>四街道市いじめ問題対策連絡協議会及び四街道市いじめ対策調査会について</p> <p>ここで設置される機関が関係者関係機関となるのでしょうか。</p> <p>きちんとした窓口があることが望ましいと思います。</p>	<p>四街道市いじめ問題対策連絡協議会は学校、四街道市教育委員会、児童相談所、警察等での組織です。</p> <p>四街道市いじめ対策調査会は、専門的な知識を有する者で構成される組織です。</p> <p>『市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の役割』として、『いじめ防止基本方針』でいじめの相談・通報の窓口を規定します。</p>
11	<p>市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び措置等について</p> <p>校内だけでなく地域の人の参加ができるようにしては。</p>	<p>学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成や実施にあたっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を考えています。</p>
12	<p>いじめの防止及び早期発見について</p> <p>いじめの些細な「兆し」を見逃さない体制づくりを行う。</p> <p>必要な対策とは、どのように行うのか。</p>	<p>市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び措置等に記載しております。</p> <p>具体的には「いじめの防止等の対策</p>

	<p>対策を講じる市の権限はどのようなものか。</p>	<p>のための組織は、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの相談・通報の窓口、いじめの疑いに関する情報や問題行動などの収集と記録・共有、いじめの疑いのあった場合の緊急会議の開催、問題解決に向けた取り組みなどの中核的な役割を担い、学校を挙げていじめ防止対策に取り組む」と考えており、その内容は、四街道市いじめ防止基本方針で記載します。</p>
<p>13</p>	<p>人材の確保及び資質の向上について</p> <p>いじめ問題に対処できる教員の配置を行う。担任以外で全体を見渡せる教員を充て担任との連携を図り早期に対応できる仕組みをつくり、このための教員の研鑽体制づくりを行う。</p> <p>常勤のスクールカウンセラーを確保できない場合は、常時連携ができる体制づくりをする。</p> <p>資質の向上について、いじめ防止に焦点化してもう少し具体的に記述してもよいと思います。</p> <p>教職員の資質向上の目安は、またえこひいき、いじめ黙認、またはいじめに加担するような担任への対策は、どうとるのか。</p> <p>児童生徒の意見の吸い上げ等の体制の確立が必要なのではないかと。また、市もその証拠などの保持を隠蔽されないようにする対策も必要ではないかと。</p> <p>地域ボランティアなどを導入し、空いている時間がないようにした方がよい。</p>	<p>「いじめの防止等の対策のための組織のメンバーについては、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動担当教員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有するものなどを学校の実情に応じて決定する。さらに事例などに応じて関係教職員等を追加するなど、柔軟な構成にする。」と考えており、組織的に対応するように考えております。</p> <p>また、「いじめの防止等の教職員対象の校内研修を企画・実施する。いじめ防止は、人権を守ることであることを教職員が認識し、暴言等による指導を行わず、日頃の指導の在り方に充分留意する。教職員集団が人権感覚を高めるよう自主研修に努める。」と考えており、具体的な内容は四街道市いじめ防止基本方針で記載します。</p> <p>スクールカウンセラーについては、現在、全中学校、3小学校に配置しており、要請に応じ、全小学校のカウンセリングをおこなえるような体制を築いております。また、1名のスクールソーシャルワーカーも配置しております。</p> <p>生徒指導に係る体制や相談体制の充実に努め、学校の求めに応じて必要な措置を講じていきます。</p> <p>児童等の意見の吸い上げについては、定期的な教育相談を実施し、相談しやすい人間関係の構築に努めるといった内容を『いじめ防止基本方針』に記載していきます。</p>

		<p>スクールカウンセラーについては、心理、福祉の専門家としています。</p>
1 4	<p>インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進について</p> <p>前提として、インターネット、スマホ、ラインの便利さの上に隠れた負の部分のリスクを理解させる、啓発・啓蒙の推進を行っていく。</p> <p>施策を講じるとは何をどうするのでしょうか。</p> <p>頑張ってくださいたい。子どもたちの方がインターネットには先行しています。</p>	<p>県のサイバーネットパトロールからの情報を活かすことや、情報モラル研修会を開催し、安全な活用の仕方を指導できるようにしていきます。</p>
1 5	<p>調査研究について</p> <p>調査研究はどこが実施するのですか。</p>	<p>一番大きな調査は、文部科学省の行う、問題行動調査です。また毎月認知されたいじめについても調査を行います。</p>
1 6	<p>啓発について</p> <p>盛んに啓発を行う。市民に意識づけるためにいじめは人の尊厳を奪う絶対にしてはならないことであり、人にはその権限がないことを常日頃伝え、またいじめたときは、損害賠償をも負うことを強調する。</p> <p>相談するとそこから広まってしまうという不安要素を持たせないように、悪ふざけと簡単に片づけない土壌が必要と思う。</p>	<p>『基本理念』に規定します。詳細については、『四街道市いじめ防止基本方針』に「いじめ防止は、人権を守ることであることを教職員が認識し、暴言等による指導を行わず、日頃の指導の在り方に充分留意する。教職員集団が人権感覚を高めるよう自主研修に努める。」といった内容を記載します。</p>
1 7	<p>重大事態への対応について</p> <p>法律に基づく対応（調査・報告）のほか、適時適切に関係機関との情報共有を図る必要があると考える。</p>	<p>四街道市いじめ問題対策連絡協議会を規定しており、学校、四街道市教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成され、関係機関との情報共有を行っていきます。</p>